

津市監査委員告示第9号

令和3年6月15日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和3年7月21日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和3年7月30日

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 西 山 み え

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和3年6月15日に受理した。

2 請求人の住所・氏名（請求書記載順）

津市 和田 甲子雄

津市 豊田 光治

ほか市内在住の個人17名

3 請求人代表 豊田光治・和田甲子雄代理人

津市丸之内33番26号（三重合同法律事務所）

弁護士 村田 正人

弁護士 石坂 俊雄

弁護士 伊藤 誠基

4 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面、令和3年6月22日付けで提出された補充書及び令和3年7月7日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨（請求書ほぼ原文のまま記載）

ア 津市が、平成27年（2015年）7月から令和3年（2021年）2月までの間相生町自治会長田邊哲司氏に支払った「資源ごみ持ち去り防止パトロール」の業務委託料5,284万5,015円の支払いは、津市と相生町自治会との間の委託契約であるにもかかわらず、田邊哲司氏（個人）は、委託契約に反して、田邊哲司氏の個人事業として行った委託契約違反があり、また、津市職員を委託事業に使用しており、委託契約第8条の再委託等の禁止の規定違反、仕様書5（3）の「2人1組を1班1車両」の規定違反、仕様書5（11）の「従事者の受注業務に就くものは、受注自治会の会員で市内在住の者とする」の規定違反など、委託契約に違反した違法行為があるから、津市長前葉泰幸は、相生町自治会長田邊哲司氏との委託契約を取り消し、田邊哲司氏（個人）に対し、不当利得した5,284万5,015円を返還請求せよとの勧告をすることを求める。

イ 津市が、平成27年（2015年）7月から令和3年（2021年）2月までの間相生町自治会長田邊哲司氏に支払った「資源ごみ持ち去り防止パトロール」の業務委託料5,284万5,015円の支払い

は、下記のように、国家賠償法第1条第2項の違反があるので、「盆野明弘（個人）と（契約年度ごとの）環境部長（個人）は、津市に対し、連帯して、損害賠償金として5,284万5,015円を支払え。」と請求しないで放置していることは、不法行為の損害賠償請求権の行使を怠る違法行為であることを確認する旨の勧告をせよ。

（違法事由）

- (ア) 自治会は非営利団体であるから、相生町自治会に対し、営利事業である資源ごみの回収事業を1台出勤あたり1万4,630円（平成31年4月の場合）の委託料を支払って委託したことは、自治会の目的外である有償業務を行わせたもので違法である。
- (イ) 相生町自治会に支払われた委託料は、報償金としてではなく、資源ごみの収集運搬業務に対する対価としての支払いであるところ、相生町自治会は、一般廃棄物処理業の許可はないから、無許可の自治会に対し、有償で資源ごみの収集運搬業務を行わせたことは、廃棄物処理法違反である。
- (ウ) 相生町自治会長田邊哲司氏は、受注した業務を個人事業として行い、津市職員を私物化して「資源ごみ持ち去り防止パトロール」事業に従事させており、委託契約第8条の再委託等の禁止の規定違反、仕様書5（3）の「2人1組を1班1車両」の規定違反、仕様書5（11）の「従事者の受注業務に就くものは、受注自治会の会員で市内在住の者とする」との規定にも違反するなど、委託契約に違反した違法行為がある。

津市は、田邊哲司氏が津市の職員を「私物化」して、受注事業に私的に従事させ、委託契約違反が常態化している違法行為があることを知りながら、これを漫然と見過ごし、「資源ごみ持ち去り防止パトロール」の委託契約を解除することなく、約5年にわたり、漫然、5,284万5,015円を利益供与したもので、田邊哲司氏の契約違反を知りながら違法契約を継続した違法がある。

(2) 主張の理由（請求書ほぼ原文のまま記載）

- ア 津市は、平成27年（2015年）7月から令和3年（2021年）2月までの間、旧津市内5地区（190自治会）の資源ごみ（新聞、雑誌）の持ち去り防止パトロール事業（以下「資源ごみ持ち去り防止パトロール事業」という。）を田邊哲司氏に業務委託した。

資源ごみ持ち去り防止パトロール事業は、パトロール事業という名称を冠しているが、名前と実態が大きく乖離していた。すなわち、他の自治体で行われているような「持ち去り禁止看板の設置」や「持ち去りのパトロール」をする事業でなく、パトロール事業とは名ばかりのものであり、パトロール事業の名のもとに、田邊哲司氏に対し、約5年にわたり、5,284万5,015円の巨額の利益供与をした「行政がゆがめられた事業」である。

すなわち、丸刈り、土下座事件や、「犬の散歩」「自宅周辺の掃除」「病院の予約や通院時の送迎」「親族宅への私物の配達」「マイカーの洗車」など、津市職員を「私物化」していた田邊哲司氏に対し、津市の経済的損失において、約5年にわたり、5,284万5,015円を利益供与した事業である。

平成27年(2015年)7月から令和3年(2021年)2月までの間、津市が田邊哲司氏に支払った金額は、総額で5,284万5,015円の巨額にのぼる。

そもそも資源ごみ持ち去り防止パトロール事業は、平成27年(2015年)2月ころ、田邊哲司氏が、当時の環境部長にパトロール業務を自治会へ委託するよう持ちかけたものであるとされ、「田邊被告が執拗に業務委託を求めてきていた」と報道されているものである。

元津市職員の男性が、同じころ、田邊哲司氏が代表を務める政治団体名で、資源ごみの持ち去りが横行しているとして、津市に対策を求める文書の作成を代行したとも報じられている。

そうだとすると、資源ごみ持ち去り防止パトロール事業は、津市の内発的な行政需要に基づいて計画された施策ではなく、田邊哲司氏の執拗な圧力により開始されたものである。

このことは、資源ごみ持ち去り防止パトロール事業が平成27年7月からの開始であり、事業年度の途中から開始されている不自然なものであること、他の事業で浮いた予算を流用するなどしており、当初からの津市の計画ではなかったことから容易に推察できることである。

また、さらに、不自然なことは、資源ごみの売払単価が低下していたにもかかわらず、見直しが検討されることもなく、令和3年2月に田邊哲司氏が逮捕されるに至って、漸く業務委託契約が解除されたことである。

イ 通常、資源ゴミ持ち去り問題における自治体の対処としては、経済的な損失の防止が第一の目的であるのだから、事業の計画段階で、資源ごみの持ち去り量と被害額（売却益の損失）がどれだけ生じているか、経費はどれだけかかるかを数値をもって推計しなければならないところ、津市は、田邊哲司氏の圧力を受けてはじめた事業だから、資源ごみ持ち去り量の推定すらしなかった。

また、業務委託契約は、単年度契約であるのだから、1年ごとに事業の効果を検証しなければならないところ、津市は田邊哲司氏の圧力で続けた事業だから検証もしなかった。

環境パトロールは、試験期間中の平成27年9月までは、相生町自治会内のみであったが、その後、関係のない自治会まで範囲を広げたことを理由に、田邊哲司氏に支払う業務委託費を引き上げており、合理性のない範囲の拡大と業務委託費の引き上げをしている。その結果、田邊哲司氏に支払う業務委託料（事業経費に相当する。）と5地区190自治会の新聞、雑誌の売払額を数字で比較すれば、経費の半分しか売払額がないことなど容易にわかったはずである。

また、資源ごみの持ち去り量もわからないにもかかわらず、毎月84万円（年間約1,008万円）もの委託料を田邊哲司氏に支払って事業を続けることは、到底、市民の納得が得られるものではないことも、わかっていたはずである。

なお、事業の目的が、地域の安全安心に対するリスクを防止するためと言うのであれば、津警察署との連携を密にして、持ち去り犯の情報共有することで対処すべきところ、それもしなかった。

ウ 令和3年6月1日の百条委員会では、木村重好環境部長が「延べ6,842人が従事し、うち不適切な回数は延べ約700人、市職員が従事していた回数は延べ約290人」と回答していることから明らかのように、津市は、資源ごみ持ち去り防止パトロール事業が委託契約に反したまま維持されていることを百も承知のうえで委託金を支払っていたものであり、また、田邊哲司氏も委託契約書に違反していることを百も承知のうえで、委託金を請求していたものである。

委託契約の受注者は、相生町自治会となっているが、実際は、田邊哲司氏の個人事業であって、資源ごみ持ち去り防止パトロール事業の受注者は自治会とするとの条件に違反したものであるから、津市は、

田邊哲司氏に対し、委託料を支払う必要はいささかもなかったものである。

エ 平成27年（2015年）7月から令和3年（2021年）2月までの間、田邊哲司氏に支払われた5,284万5,015円は、費用対効果（コストパフォーマンス）の検討もなく、田邊哲司氏の不当な要求に屈して、田邊哲司氏に対し多額の利益供与をもたらすためになされた「行政がゆがめられた事業」であって、地方自治法（以下「法」という。）第2条第14号の「最少費用最大効果の原則」に反する違法な事業であるから、津市長前葉泰幸、津市副市長盆野明弘、環境部長は、適正な事業の執行により公金の無駄遣いをしないという任務に違反しており、不当に多額の公金を支出した事業につき、幹部職員としての法的責任は免れないものである。

オ 津市長前葉泰幸は、補助金詐欺事件の幕引きを給与2か月分の226万円の返上で終えようとしようとしているが、資源ごみ持ち去り防止パトロール事業で、津市に対し5,284万5,015円の損害を与えておきながら、事件の幕引きをはかることはできないというべきである。

カ 津市長前葉泰幸は、業務委託契約を田邊哲司氏の詐欺を理由に取消し、あるいは公序良俗違反で無効としたうえで、既に支払った5,284万5,015円を田邊哲司氏の不当利得として、その全額の返還を求めるべきである。また、田邊哲司氏から全額を回収できなければ、津市長前葉泰幸と津市副市長盆野明弘と（契約年度ごとの）環境部長の責任において、回収不足分を損害賠償金として補填すべきであり、そうでなければ、市民感情は、到底、収まらないというべきである。

キ 津市は、6月11日、補助金詐欺事件で田邊哲司氏に損害賠償請求した約1,060万円が全額返還されたと発表した。が、刑事裁判を有利に導くための一括返済と思われるし、資源ごみ持ち去り防止パトロール事業により利益供与された5,284万5,015円の不法利益は、いまだ吐き出されていない。

田邊哲司氏の手元に不法利益を残したまま事件の幕引きをすることでは、津市民の怒りは、到底、収まらないというべきである。

(3) 補充書における主張（補充書ほぼ原文のまま記載）

ア 津市監査委員告示第5号の別紙資料「持ち去り行為目撃件数・通報

件数の推移」は、資源ごみ持ち去り防止パトロール事業の必要性の資料ではなく、5地区190自治会における資源ごみ持ち去り防止パトロール事業は、効果がなかったことの証拠であること。

(ア) 請求人らの前回の監査請求に係る監査結果の末尾に添付されている別紙資料「持ち去り行為目撃件数・通報件数の推移」一覧表については、説明が不十分なため、市民に誤解を与えるものである。

a 「市民からの通報件数」は、平成23年度から令和3年度までの市民からの通報件数であるが、市内全域の件数であり、津市の1,018の全自治会が対象となっているものであること。

b 「職員が目撃件数」は、全自治会から相生町自治会長田邊哲司氏に資源ごみ持ち去り防止パトロール事業を委託した5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）190自治会を除いた828自治会（1,018自治会－190自治会）の区域で、津市職員が資源ごみ持ち去り防止パトロールをした際の日撃件数であること。

c 「自治会委託による目撃件数」は、相生町自治会長田邊哲司氏に委託した5地区190自治会における目撃件数であること。

したがって、今後、この点を明確にしたうえで、使用されたい。

(イ) 「持ち去り行為目撃件数・通報件数の推移」一覧表は、資源ごみ持ち去り防止パトロール事業の必要性の資料ではなく、5地区190自治会における資源ごみ持ち去り防止パトロール事業は、効果がなかったことの証拠である。

すなわち、次の事実が明らかである。

a 「市民からの通報件数」（全自治会の区域）と「職員が目撃件数」（全自治会の8割強の区域）は、5地区190自治会（全自治会の2割弱の区域）における資源ごみの持ち去り件数ではないのだから、これを5地区190自治会において資源ごみ持ち去り防止パトロール事業を実施する必要性の数字として使用することは、誤りである。

b 「自治会委託による目撃件数」は、次図のグラフ（別紙資料の「持ち去り行為目撃件数・通報件数の推移」をグラフ化したもの）から明らかのように、「市民からの通報件数」と「職員が目撃件数」が経年的に減少しているにもかかわらず、事業開始後、増加

傾向を示したあと、106件（平成30年度）、117件（令和元年度）、108件（令和2年度）と高止まりしており、数字の信用性に疑いがある。

なぜならば、5地区190自治会（全自治会の約2割弱）の目撃件数が、これを除いた828自治会（全自治会の約8割強）の目撃件数よりも、6倍以上（令和2年度）などということは、あり得ないからである。

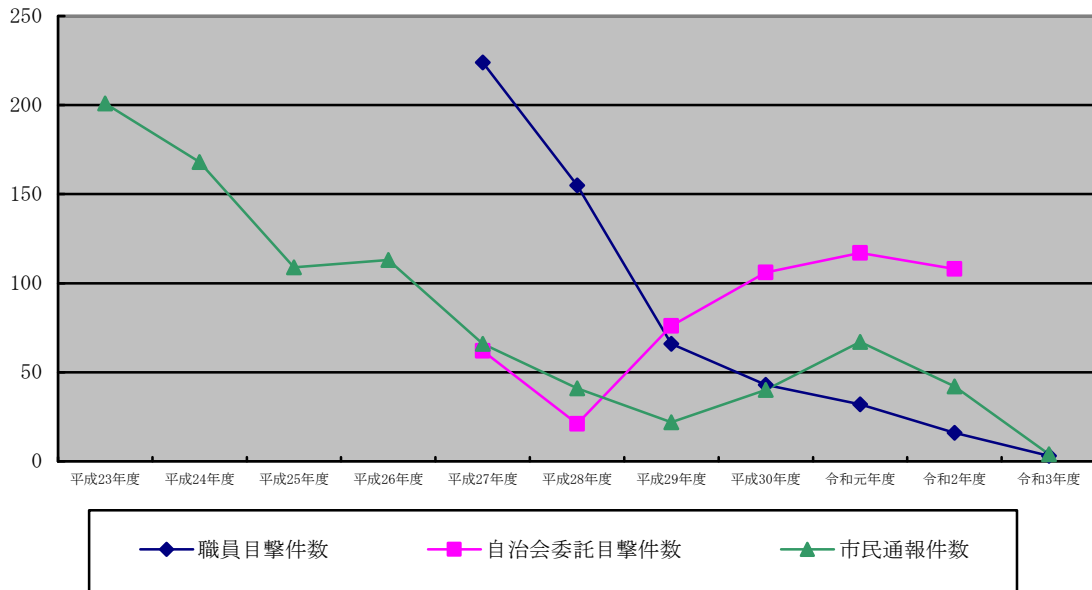
また、「自治会委託による目撃件数」の数字のもととなっているのは、相生町自治会長田邊哲司氏から津市に提出された報告書であるが、「職員が目撃件数」の数字のもととなっている津市職員作成の報告書と比べて、極めて杜撰な報告書であり、目撃状況の具体性に欠けており、信用性に疑いがある。

c 5地区190自治会（全自治会の約2割弱）の目撃件数が、106件（平成30年度）、117件（令和元年度）、108件（令和2年度）であることは、相生町自治会長田邊哲司氏に委託した事業は、持ち去り事件の減少には全く役に立っていない事業であることを証明するものであること。

d したがって、今後、同資料を監査結果で使用する場合には、対象の自治会の区域がどのような区域であるのかの注釈を付けて使用されたい。

また、資源ごみ持ち去り防止パトロール事業の必要性の資料ではなく、5地区190自治会における資源ごみ持ち去り防止パトロール事業は、効果がなかったことの証拠であることに留意されたい。

持ち去り行為目撃件数・通報件数の推移



イ 資源ごみ持ち去り防止パトロール事業の5, 280万円の支出は、売払額の2, 620万円と比較しても赤字であり、警備会社へのパトロール事業（監視）の適正委託料966万円（5年7か月相当）と比較しても超過大な金額であること。

(7) 津市監査委員告示第5号の監査結果は、令和3年度事業の違法性について、「請求人は、資源ごみ（新聞、雑誌）の売払代金と委託料の比較により、事業が赤字であること、対象5地区を特別扱いしてきた合理的な理由がないこと、元自治会長と津市長を始め、市幹部職員との官民癒着の事業であることを理由として、当該事業は、法第2条が規定する「最少の経費で最大の効果」の原則に反しており、著しく裁量権を逸脱した違法な事業であると主張している。

確かに、請求人が主張するように、資源ごみの持ち去りを防止して得られる売払代金と事業委託料を比較すれば、赤字となることは明らかであるが、これは事業を一側面からしか見ていないこと、歳入確保のみが目的の事業ではないことから、赤字であるからと言って、違法な事業であるとは言えない。

また、令和3年度事業は、市職員が条例第16条の2の規定に基づき、条例違反者に禁止命令を発し、資源ごみの持ち去り行為取締りの補完業務を目的として、令和3年第1回市議会定例会における予算審

議を経て事業を実施しようとするものであり、条例遵守のために必要な施策については、市長に与えられた裁量的な政策判断の問題であって、確認した事実の概要等から判断すると、政策的・技術的な裁量権を明らかに逸脱した違法なものと言うこともできない。」と判断しているが、誤った判断であるので、本件監査では、同様の誤りがないようにされたい。

- (イ) 前記監査結果では、「歳入確保のみが目的の事業ではなく、資源ごみの持ち去り行為取締りの補完業務」として有効というが、資源ごみの持ち去り行為取締り事業は、津市職員がパトロールする場合も、目撃した現地での持ち去り犯への指導のみであり、それ以上の行為はできないし、また、指導以上の行為はしていない。まして、自治会委託の場合は、監視のみであり指導すらもできず、津市に報告するだけである。

相生町自治会以外の多数の自治会長は、自分たちの自治会での監視活動は無償であるのに、なぜ相生町にだけパトロール（監視）が有償であるのかと疑問視している。

津市が自治会委託のパトロール事業を募集する際の文章には、有償の文言は一切なく、5年7か月間で5,284万円もの委託料が支払われたとの本件監査請求の報道に接し、複数の自治会長からは、驚きを禁じ得ないとの声が寄せられている。

- (ウ) 資源ごみ持ち去り防止パトロール事業を収支面から見れば完全な赤字であり、持ち去り犯の危険行為の防止という目的に照らしても、超過大な支払いである。

a 自治会委託の資源ごみ持ち去り防止パトロール事業の費用は、本来、無償である。

b 四日市市の例では、パトロール事業（毎日午前5時から正午まで、1車で2人体制の監視）を警備会社に委託しており、1自治会で年間1万円程度の委託料である。これを参考にすると、190自治会の区域で、パトロール事業（監視）を警備会社に委託するとしても、年間190万円であり、平成27年7月から令和3年2月までの5年7か月（67か月）間、警備会社に委託したと仮定した場合の適正金額は966万円であり、5,284万円という数字にはならない。

1万円×190自治会×(5年+7月÷12月)≒966万円

- (エ) 要するに、資源ごみの回収事業としては、新聞雑誌の売払額が2,620万円しかないにもかかわらず、5,284万円の委託料を支払った赤字事業であり、パトロール事業(監視活動)としては、警備会社への委託をしても、適正金額は966万円のところ、相生町自治会(非営利団体)に5,284万円の過大な金額を支払ったという点で、違法かつ超過大な支払いである。
- (オ) このような異常な委託料が支払われた背景には、田邊哲司氏による環境部長や環境政策課長への土下座、丸刈りの強要と本事業実施への違法な圧力があるのだから、違法行為と違法行為を背景にした対行政圧力で実施された本事業での公金の支出は是正されなければならない。これは、津市の市民目線からして当然の措置である。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を環境部環境政策課とし、書面による事実確認を行うとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、環境部環境政策課が提出した関係書類、令和3年7月7日に聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) 資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約について

ア 平成27年度

- (ア) 契約相手方 相生町自治会 会長 田邊哲司
(イ) 委託料支払額

a 平成27年7月1日から同年9月30日契約分
945,945円

b 平成27年10月2日から平成28年3月31日契約分
5,769,792円

(ウ) 振込口座名義 相生町自治会環境部会

イ 平成28年度

(ア) 契約相手方 敬和地区自治会連合会 会長 中川幹夫

(イ) 委託料支払額

平成28年4月1日から平成29年3月31日契約分
9,320,832円

(ウ) 振込口座名義 相生町自治会環境部会

ウ 平成29年度

(ア) 契約相手方 相生町自治会 会長 田邊哲司

(イ) 委託料支払額

a 平成29年4月1日から同年4月30日契約分
700,000円

b 平成29年5月1日から平成30年3月31日契約分
8,660,000円

(ウ) 振込口座名義 相生町自治会環境部会

エ 平成30年度

(ア) 契約相手方 相生町自治会 会長 田邊哲司

(イ) 委託料支払額

a 平成30年4月2日から同年4月30日契約分
790,000円

b 平成30年5月1日から平成31年3月31日契約分
8,690,000円

(ウ) 振込口座名義 相生町自治会環境部会

オ 令和元年度

(ア) 契約相手方 相生町自治会 会長 田邊哲司

(イ) 委託料支払額

a 平成31年4月1日から同年4月30日契約分
790,000円

b 令和元年5月1日から令和2年3月31日契約分

8, 777, 900円

(ウ) 振込口座名義 相生町自治会環境部会
カ 令和2年度

(ア) 契約相手方 相生町自治会 会長 田邊哲司

(イ) 委託料支払額

a 令和2年4月1日から同年4月30日契約分
804, 650円

b 令和2年5月1日から令和3年2月12日契約分
7, 595, 896円

(ウ) 振込口座名義 相生町自治会環境部会

(2) 田邊哲司氏に対する損害賠償請求について

ア 資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託事業化の経緯

田邊哲司氏は、平成27年当時、市に対して、従来、市職員が実施していた資源ごみ持ち去り防止パトロールについて、自治会へ委託発注するよう執拗に要望した。

それをきっかけに、市は、資源ごみ持ち去り防止パトロールを自治会へ委託することについて検討を重ねた結果、相当数の市職員が時間外勤務等によりパトロールを実施していた中、市職員がパトロールを実施する場合と比較して、自治会員がパトロールに参加することにより、パトロール本来の持ち去り行為に対する抑止効果に加え、自治会員のごみに対する意識の向上等を図る効果があると判断し、自治会に委託することとした。

イ 資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託の試行・本格実施

平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間は、相生町自治会会長田邊哲司氏との契約締結により試行的に委託を実施し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は、敬和地区自治会連合会会長中川幹夫氏との契約締結により本格実施を行い、平成29年4月1日から令和3年2月12日までの間は、相生町自治会会長田邊哲司氏との契約により本格実施を行った。パトロール業務は、パトロール車両1台当たり自治会員が2人1組で乗車して行うことにより、業務履行となるものとしていた。

ウ 委託料の振込口座名義

平成27年7月1日から令和3年2月12日までの全期間において、

パトロールの実施は、実質的に相生町自治会が行ったものであるとして、百五銀行津市役所出張所の相生町自治会環境部会名義の口座を振込先とした請求書により、委託料の全額を同口座へ支払っていた。

エ 不法行為の確認

市による調査の結果、平成27年7月1日から令和3年2月12日までの間、相生町自治会が行っていたとされていたパトロールは、自治会活動として行われていたものではなく、田邊哲司氏個人として請け負っていたことが判明した。田邊哲司氏が、自治会長としての立場を利用し、自治会活動であるかのように業務を偽装し、パトロール車両1台当たり自治会員2人1組でパトロールすることにより、業務履行となるものであるところ、自治会員1人乗車、市職員を従事させるという不法行為により、委託料総額5,284万5,015円を個人として受領していた。

オ 損害賠償請求額の算定

(ア) 契約違反による無効履行分損害額（1,462万8,575円）

委託料総額のうち、パトロール車両1台当たり自治会員2人1組でパトロールすることにより業務履行となるところ、自治会員1人乗車、市職員従事に相当する委託料1,462万8,575円については、仕様書に反する履行であったにもかかわらず、これを秘して請求したことにより、市が支払を余儀なくされたものとして、全額を損害として算定した。

(イ) 契約に沿った有効履行分中の損害額（1,449万7,062円）

委託料総額5,284万5,015円から契約違反による無効履行分1,462万8,575円を差し引いた有効履行分3,821万6,440円の損害のうち、市職員が実施した場合に要する実費相当額2,371万9,378円を市が利得したものとして、損益相殺し、契約に沿った有効履行分中の損害額を1,449万7,062円と算定した。

(ウ) 損害賠償請求額（2,912万5,637円）

契約違反による無効履行分損害額1,462万8,575円に、契約に沿った有効履行分中の損害額1,449万7,062円を加算した2,912万5,637円を市が被った損害額として算定し、令和3年6月22日付けで、田邊哲司氏に対し、損害賠償金として

2, 912万5, 637円及び各年度に締結した各業務委託契約に係る委託料の最終支払日の当日から支払済みまでの法定利率による遅延損害金を支払うよう請求した。

なお、(ア)から(ウ)の損害額の算定根拠は、別紙1、別紙2のとおりである。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

不当利得返還請求権の不行使について

請求人は、平成27年7月から令和3年2月までの間、元相生町自治会に支払った資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託料について、田邊哲司氏が不当利得した5, 284万5, 015円に対する返還請求を主張している。これは、津市長が、民法上の不当利得返還請求権の行使を怠っているとの請求であると解されることから、本件監査請求は、法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当し、監査対象期間としても、監査請求期間の制限が及ばない請求となることから、適法な監査請求であると判断した。

イ 不適法な監査請求であると判断したもの

国家賠償法に基づく損害賠償請求権の不行使について

請求人は、平成27年7月から令和3年2月までの間、盆野副市長及び当該期間の歴代環境部長が、資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約について、様々な契約違反があることを知りながら、違法な契約を継続し、不当に多額の公金を支出して市に損害を与えてきたとして、国家賠償法に基づく損害賠償責任を負っていると主張している。

そこで、国家賠償法第1条を見ると、第1項において「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とされており、第2項において「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定さ

れている。

そうすると、資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約に係り、盆野副市長及び歴代環境部長の違法行為により、市に損害が発生していたとしても、それは他人に損害を加えたとは認められず、田邊哲司氏に対する委託料の支払が、他人に対する損害賠償金に相当するものではないことから、市は盆野副市長及び歴代環境部長に対して求償権を有することにはならない。

よって、津市長は、盆野副市長及び歴代環境部長に対し、同法に基づく求償権を有しておらず、その行使を怠っているとは認められないことから、法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当せず、不適法な監査請求であると判断した。

(2) 適法な監査請求に係る判断

不当利得返還請求権の不行使について

監査の結果、本件監査請求について、請求人の主張は、認めることができないものと判断した。

3 結論に至った理由

不当利得返還請求権の不行使について

請求人は、民法第96条の規定による詐欺等を理由に資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約を取り消し、田邊哲司氏が不当利得した5,284万5,015円について、民法第703条の規定による不当利得返還請求権を行使するよう主張している。

しかしながら、本件監査請求後に、津市長は、田邊哲司氏に対し、令和3年6月22日付けで民法第709条の規定による不法行為に対する損害賠償金として、2,912万5,637円及び各年度に締結した各業務委託契約に係る委託料の最終支払日の当日から支払済みまでの法定利率による遅延損害金を支払うよう請求している。

請求人の主張する請求方法と金額に差異はあるものの、当該差異は、損害賠償請求するに当たって、市が資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約により利得した額を損益相殺したことによるものであり、津市長は、市が被った損害額を合理的に算出し、資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約に係り発生した損害を補填するための措置を講じていることには変わりがない。

そうすると、本件監査請求の対象とした財務会計行為としての財産の管理を怠る事実が、監査期間中に消滅したことになり、本件監査請求についても理由はなくなることから、本件監査請求については、棄却せざるを得ないものと判断した。

第4 意見

津市長においては、令和3年5月27日に津市自治会問題に関する調査チームから最終報告書の提出を受け、すぐさま津市自治会問題対策推進会議を設置し、当該問題の中心とも言うべき課題に対し、迅速な解決に向けて、本件監査請求の監査期間と時を同じくして、損害賠償請求を行ったところである。

一方で、市議会において、法第100条に基づく特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会が設置され、調査が進んでいるという本件事案の重大性を鑑みれば、法第96条第1項第12号の規定による訴えの提起に関する議決を得て損害賠償請求を行うことも、市民への説明責任を果たす観点からは望ましい手法ではあつたであろう。

最終報告書では、自治会問題の背景の一つとして、職員のコンプライアンス上の問題が挙げられている。現在、津市自治会問題対策推進会議において、（仮称）津市行政の公正公平の確保に関する条例案の策定が進められているところであるが、津市長自らが先頭に立って、社会規範や法令遵守する範を示し、今後、このような問題が二度と繰り返されることがないよう、残る課題の解決、再発防止等に向けた体制強化に全力を尽くされたい。

以上

資源物持ち去り行為防止パトロール委託 損害額集計表

資料 1

No.	年度 (契約期間)	支払済委託料										損害相殺対象				津市職員がパトロールを行った場合に要する経費						津市の 損害額 (円)
		業務 台数		単価 (平均)	委託料額 (円)	無効 台数	うち契約違反		有効 台数	有効 委託料額 (円)	業務 人数	総 時間外 勤務 時間 (時間)	一般職 従事 割合 (%)	一般職 時間外 勤務 時間 (時間)	一般職 時間外 勤務 単価	金額 (円)	車 燃料費 (円)	合計 (円)	損益相殺 損害額 (損害額②) (円)			
		1人 乗車 (台)	市職 乗車 (台)				無効 委託料額 (損害額①) (円)															
		(台)	(台)	(円/台)	(円)	(台)	(台)	(台)	(台)	(円)	(人)	(時間)	(%)	(時間)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)				
1	平成27年度(その1) (H27.7.1~H27.9.30)	77	0	12,285	945,945	33	33	44	540,540	88	176	60.6	106.66	2,368	252,570	31,404	283,974	256,566	661,971			
2	平成27年度(その2) (H27.10.2~H28.3.31)	336	249	17,172	5,769,792	271	22	65	1,116,180	130	460	60.6	278.76	2,368	660,103	81,361	741,464	374,716	5,028,328			
3	平成28年度 (H28.4.1~H29.3.31)	696	449	13,392	9,320,832	449	0	247	3,304,656	494	1,665	60.6	1,008.99	2,356	2,377,180	278,504	2,655,684	648,972	6,665,148			
4	平成29年度(その1) (H29.4.1~H29.4.30)	44	2	15,909	700,000	7	5	37	588,560	74	224	60.6	135.74	2,313	313,966	44,902	358,868	229,692	341,132			
5	平成29年度(その2) (H29.5.1~H30.3.31)	544	22	15,919	8,660,000	77	55	467	7,434,160	934	2,794	60.6	1,693.16	2,313	3,916,279	574,008	4,490,287	2,943,873	4,169,713			
6	平成30年度(その1) (H30.4.2~H30.4.30)	50	2	15,800	790,000	7	5	43	679,400	86	257	60.6	155.74	2,297	357,734	55,178	412,912	266,488	377,088			
7	平成30年度(その2) (H30.5.1~H31.3.31)	550	22	15,800	8,690,000	77	55	473	7,473,400	946	2,827	60.6	1,713.16	2,297	3,935,128	638,178	4,573,306	2,900,094	4,116,694			
8	令和元年度(その1) (H31.4.1~H31.4.30)	50	2	15,800	790,000	7	5	43	679,400	86	257	60.6	155.74	2,326	362,251	56,889	419,140	260,260	370,860			
9	令和元年度(その2) (R1.5.1~R2.3.31)	550	14	15,960	8,777,900	49	35	501	7,999,598	1,002	2,979	60.6	1,805.27	2,326	4,199,058	666,570	4,865,628	3,133,970	3,912,272			
10	令和2年度(その1) (R2.4.1~R2.4.30)	50	0	16,093	804,650	0	0	50	804,650	100	295	60.6	178.77	2,298	410,813	61,296	472,109	332,541	332,541			
11	令和2年度(その2) (R2.5.1~R3.2.12)	472	0	16,093	7,595,896	0	0	472	7,595,896	944	2,766	60.6	1,688.32	2,298	3,879,759	566,247	4,446,006	3,149,890	3,149,890			
	合計	3,419	762	-	52,845,015	977	215	2,442	38,216,440	4,884	14,720	-	8,920.31	-	20,664,841	3,054,537	23,719,378	14,497,082	29,125,637			

資料 2

市職員がパトロールを行った場合に要する経費算出の根拠

1 市職員時間外勤務手当

(1) 1台当たりの時間外勤務時間

契約ごとの契約仕様時間により算出し、提出された日報に記載の業務時間で換算

※ 通常勤務時間 8:30～17:15 (当該時刻以外が時間外勤務の対象時間)

(例)

日報記載の業務時間

6:00～10:00 → 6:00～8:30 (時間外勤務時間は2時間30分)

※ 8:30以降は通常勤務時間内のため時間外勤務でない

18:00～22:00 → 18:00～22:00 (時間外勤務時間は4時間)

(2) 時間外勤務手当対象時間

一般職員のみ時間外勤務手当を要することから、損益相殺対象時間から一般職員の割合(60.6%)を乗じ、支出を要する時間外勤務手当の対象時間を算出

※パトロール業務委託締結時である平成27年度の市職員パトロール実績を基に、一般職員の割合を算出

平成27年度 市職員パトロール従事实績 896人

一般職員60.6%(543人) : 管理職員39.4%(353人)

(3) 1時間当たりの時間外勤務の単価

津市職員のうち、管理職及び会計年度任用職員を除いた一般職員の時間外勤務手当平均単価により算出

平成27年度 2,368円

平成28年度 2,356円

平成29年度 2,313円

平成30年度 2,297円

令和元年度 2,326円

令和2年度 2,298円

2 車両燃料費

(1) 走行距離

30km/h×契約仕様時間により算出

(例:古紙 30km×3時間=90km 金属 30km×4時間=120km)

※30km/h:パトロール自治会委託に係る単価積算表の数値

(2) 燃費 11.4km/ℓ

津市環境政策課所管の軽ライトバンの実績数値

(3) ガソリン単価

津市調達契約課の津地区における各月の契約単価